令和８年（フ）第９２６号
仙台市宮城野区鉄砲町東４番地の17　フォートレジデンス鉄砲町902、従前の住所千葉県市川市須和田１丁目２番13号（ピアイースト１202号）
債務者　加賀　裕輔
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９８２号
宮城県多賀城市八幡２丁目18番５号
債務者　小林　真実
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２３号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字上沢127番地２
債務者　及川　　勝
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１５２号
福島県二本松市竹田二丁目10番地１ユーミー竹田203号
債務者　部坂　　綾（旧姓古内）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１６４号
福島県いわき市小名浜字燈籠原84番地の13
富岡団地３―12
債務者　成田由紀枝
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２９７号
茨城県水戸市浜田２丁目１番24号
債務者　横山　公子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３０３号
茨城県笠間市吉岡197番地19、前住所茨城県笠間市吉岡267番地１　フォレストメゾン101
債務者　佐藤　陽菜（旧姓齊藤・鈴木）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９２号
埼玉県本庄市日の出４丁目15番５号　メゾンサンライズ101
債務者　須田　優士
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第６６号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3923番地171
債務者　小林　明子（旧姓竹内）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第４６４号
静岡市葵区建穂２丁目７番20号　アーリーリバーⅢ　201、旧住所静岡市葵区羽鳥大門町18番５号　グラン・ジュテ　103
債務者　河口　大三
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２８号
静岡県浜松市中央区青屋町663番地の２　サニーハムレットＡ202、前住所静岡県浜松市中央区青屋町657番地　サニーハムレットＢ102
債務者　大木　裕香
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２９号
静岡県浜松市中央区青屋町663番地の２　サニーハムレットＡ202、前住所静岡県浜松市中央区青屋町657番地　サニーハムレットＢ102
債務者　上原　康幹
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１７８号
大阪市城東区東中浜２丁目２番16号
債務者　上林　利已
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９９号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１―101号
債務者　西澤　弘元
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１６号
大阪市西淀川区姫島３丁目３番26号　リバーサイドヴィラ姫島1215号室
債務者　林　由紀子（旧姓杉山）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９２号
大阪市浪速区日本橋東２丁目１番16号　エスポワール大黒　202号
債務者　藤井　直美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９８号
大阪府東大阪市吉原１丁目２番25号　ラ・サージュ　201
債務者　阪本　孝次
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部